

【リヒテンシュタイン政府発表】新型コロナウイルス感染症予防のための包括的かつ抜本的措置の延長及び追加措置について

【ポイント】

● 1月15日、リヒテンシュタイン政府は、新型コロナウイルス感染症予防のための包括的かつ抜本的措置の延長及び追加措置を発表

【本文】

1月15日、リヒテンシュタイン政府は、2020年12月20日（日）から2021年1月24日（日）まで期間を定め導入している現行の新型コロナウイルス感染症予防のための包括的かつ抜本的措置を2月28日（日）まで延長するとともに、追加措置を導入すると発表しました。

これは、リヒテンシュタインにおいて、新規感染数が依然として多い状況にあるとともに、感染力が高いとされる変異種の危険性を踏まえた対応です。また、周辺国における各種措置も考慮されています。

1 現行措置の延長

公私にわたるイベントの禁止、文化・レジャー・スポーツ施設等の閉鎖、飲食店等の閉鎖等の措置が2月28日（日）まで延長されます。

2 追加措置

1月18日（月）以降、以下の追加措置が導入されます。

(1) 家族・友人間の私的イベントの参加人数が5人以内に制限されます（子供を含む）。公共の空間における集まりも同様に5人以内に制限されます。

(2) 可能な限りホームオフィスの実施が推奨されます。

また、職場においては、同じ執務室内（車両内も含む）で2人以上が働く場合、マスクの着用が義務付けられます。

リスク対象者に対しては、特別な感染防止措置を講じることとし、ホームオフィス実施の権利又は職場での勤務においてはこれと同等に保護ないしは、休暇措置を導入します。

(3) 幼稚園以降の各種教育機関において、教職員及び生徒（12才以上）は、マスクの着用が義務付けられます（体育や音楽の授業、スポーツ活動は対象外）。

なお、マスクを着用すると看護や治療に支障をきたす場合は、マスク着用義務の対象外であり、そのような場合には社会的距離の確保を遵守する等、他の対策を講じ感染防止に努める必要があります。

○リヒテンシュタイン政府発表（ドイツ語のみ）

<https://www.regierung.li/media/attachments/23-corona-verlaengerung->

[verschaerftung-massnahmen.pdf?t=637463047744889209](https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100128570.pdf?t=637463047744889209)

○現行措置：2020年12月18日発表

新型コロナウイルス感染症予防のための包括的かつ抜本的措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100128570.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：+41 31 300 2222

Fax：+41 31 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/maimz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>